

## 豊川市担い手育成総合支援事業費補助金要望調査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、豊川市担い手育成総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の要望調査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (時期と期間)

第2条 要望調査は、豊川市農政企画協議会通常総会にて補助金予算の議決後に開始し、その要望調査期間は21日以上設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、要望調査の結果、要望者の補助金の合計額が予算額に満たない場合は、再度期間を設けて要望調査を実施することができる。

### (申込方法)

第3条 補助金を申し込む者（以下「申込者」という。）は、豊川市担い手育成総合支援事業費補助金要望調査申込書（様式第1号）を、要望調査期間内に豊川市農政企画協議会事務局（豊川市産業環境部農務課。以下「事務局」という。）に提出するものとする。

### (採択の判断)

第4条 事務局は、要望調査期間締切り後2週間以内に別表に基づき各申込者のポイントを算出し、補助金の予算の範囲内でポイント上位者から採択するものとする。

2 ポイントに関わらず、補助金の交付回数が少ない者から採択するものとする。

3 第1項の規定により算出したポイントに同点が発生する場合は、別表の区分ポイントの上位順に採択するものとし、なお同点が発生する場合は、補助金の交付の対象となる事業の実施に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）が高い者から順に採択するものとする。

4 予算額と採択者の補助金の合計額が一致しない場合は、最下位採択者の補助金の額は、予算残額を上限とする。

### (採択又は不採択通知)

第5条 前条に基づく採択の判断の結果は、豊川市担い手育成総合支援事業費補助金採択可否通知書（様式第2号）により、要望調査期間締切り後1月以内に申込者へ通知するものとする。

(随時受付)

第6条 要望調査の結果、採択者の補助金の合計額が予算額に満たない場合は、随時補助金の申込みを受け付けることができる。この場合に限り、前条に定める通知を省略することができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、豊川市農政企画協議会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月2日から施行する。

別表

ポイント配分表

対象者Ⅰ 認定新規就農者、事業年度中に認定新規就農者となる見込みがある者又は認定新規就農者認定有効期限終了後3年以内の者			
対象者Ⅱ とよかわ就農塾又は就農インターン制度を事業年度中に修了見込みの者又は修了して5年以内の者			
対象者Ⅲ 直近の決算書に記載された農業販売金額が800万円以上の者			
ポイント名 (説明)	番号	項目	ポイント
区分ポイント (1から6までのうち該当するものを一つ選択)	1	対象者Ⅰのうち経営継承以外に該当する	10
	2	対象者Ⅰのうち経営継承に該当する	8
	3	対象者Ⅱのうち経営継承以外に該当する	7
	4	対象者Ⅱのうち経営継承に該当する	5
	5	対象者Ⅲのうち認定農業者に該当する	6
	6	対象者Ⅲのうち認定農業者以外に該当する	3
加算ポイント (1から7までのうち該当するものを全て選択)	1	報告期間中の国、県その他の公共団体の制度による補助事業がない(経営開始資金・就農準備資金等の新規就農関係の資金事業を除く) ※対象者Ⅲが該当する場合は、1ポイント減ずる。	4
	2	経営面積の規模拡大に伴う施設の新設、改修及び修繕の取組みに該当する	3
	3	買替え又は規模拡大を伴わない修繕ではない	2
	4	中古機械等や中古施設資材を活用した取組みに該当する	1
	5	収入保険制度又はその他類似制度に加入している(農機具や施設に係る共済制度を除く)	1

	6	農業版BCPを作成している	1
	7	愛知県農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザー若しくは豊川4Hクラブに所属している又はしていたことがある	2
経営ポイント (1から3までについて算出し合算)	1	年齢ポイント(10-年齢の十の位)	算出
	2	販売金額ポイント又は所得金額ポイントのいずれか高い方	算出
	3	経験年数ポイント(対象者I、IIのうち経営継承以外の者)	算出

1 経営ポイント2関係

直近の決算書損益計算書科目に記載された販売金額(個人の場合は決算書損益計算書科目番号①の額、法人の場合は売上高。)又は差引金額(個人の場合は決算書科目番号⑥の額、法人の場合は税引前当期純利益に役員報酬を加えた額。)により以下のポイントを確認する。

(1) 対象者I及びIIのうち経営継承以外の者

① 販売金額ポイント

販売金額 (万円)	～ 125	～ 250	～ 375	～ 500	～ 625	～ 750	～ 875	～ 1,000	～ 1,125	～ 1,250	～
ポイント	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10

② 所得金額ポイント

差引金額 (万円)	～25	～50	～75	～ 100	～ 125	～ 150	～ 175	～ 200	～ 225	～ 250	～
ポイント	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10

(2) 対象者I及びIIのうち経営継承の者並びに対象者IIIの者

① 販売金額ポイント

販売金額 (万円)	～ 400	～ 800	～ 1,200	～ 1,600	～ 2,000	～ 2,400	～ 2,800	～ 3,200	～ 3,600	～ 4,000	～
ポイント	1	2	4	6	8	10	9	8	7	6	5

② 所得金額ポイント

差引金額 (万円)	～80	～ 160	～ 240	～ 320	～ 400	～ 480	～ 560	～ 640	～ 720	～ 800	～
ポイント	1	2	4	6	8	10	9	8	7	6	5

2 経営ポイント3関係

経験年数ポイント

農業所得に係る確定申告回数（回）	0	1	2	3	4
ポイント	9	7	5	3	1

様式第1号（第3条関係）

豊川市担い手育成総合支援事業費補助金要望調査申込書

年 月 日

1 基本情報

<p>①取組主体情報</p>	<p>住 所 〒 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">4月1日時点 ( _____ 歳)</p> <p>電話番号 _____</p> <p>経営状況 直近の販売金額（就農2年目以降）  <small>個人：決算書損益計算書科目①                  法人：決算書損益計算書売上高</small> _____ 円</p> <p>直近の農業所得（就農2年目以降）  <small>個人：決算書損益計算書科目③⑥                  法人：税引前当期純利益+役員報酬</small> _____ 円</p>
<p>②補助対象者の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 認定新規就農者、認定新規就農者期限終了後3年以内                  （補助対象経費の2分の1以内）</p> <p><input type="checkbox"/> とよかわ就農塾、就農インターン制度修了後5年以内                  （補助対象経費の2分の1以内）</p> <p><input type="checkbox"/> 農業販売金額800万円以上の認定農業者                  （補助対象経費の2分の1以内）</p> <p><input type="checkbox"/> 農業販売金額800万円以上の認定農業者以外                  （補助対象経費の3分の1以内）</p>
<p>③補助対象事業</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新設  <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 改修  <input type="checkbox"/> 買替 <input type="checkbox"/> 修繕</p>
<p>④補助事業の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 機械等の導入並びに施設の改修及び修繕に該当                  （上限20万円）</p> <p><input type="checkbox"/> 経営面積の規模拡大に伴う施設の新設、改修及び修繕                  （上限30万円）</p>
<p>⑤補助対象経費</p>	<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center;">（消費税及び地方消費税を除く）</p>
<p>⑥交付申請予定額</p>	<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center;">（1,000円未満の端数切捨て）</p>

添付書類

- 1 直近の決算書損益計算書（就農2年目以降）
- 2 見積書

## 2 取組計画（事務局記載欄）

①成果目標	<input type="checkbox"/> 販売金額又は収量の向上 <input type="checkbox"/> 経費の削減 <input type="checkbox"/> 化石燃料等の削減 <input type="checkbox"/> 農作業の効率化 <input type="checkbox"/> 生産環境又は労働環境の改善 <input type="checkbox"/> その他生産性の向上（ ） <input type="checkbox"/> 経営の維持（機能向上を伴わない買替え又は規模拡大を伴わない修繕の場合）
②成果目標の詳細	

## 3 ポイント算定（事務局記載欄）

ポイント名	番号	内容	ポイント
①区分ポイント			
②加算ポイント （該当するポイントを丸で囲む） を丸で囲む）	1	報告期間中の補助事業がない	4・3
	2	経営面積の規模拡大	3
	3	買替え・修繕ではない	2
	4	中古機械・資材等を活用	1
	5	収入保険制度等に参加	1
	6	農業版BCPを作成	1
	7	愛知県農業経営士等に所属	2
③経営ポイント	1	年齢ポイント	
	2	販売金額又は所得金額ポイント	
	3	経験年数ポイント	
合計ポイント			

### 添付書類

豊川市産業環境部農務課で把握することができないポイントの根拠資料

様式第2号（第5条関係）

豊川市担い手育成総合支援事業費補助金採択可否通知書

住所（又は所在地）

氏名（又は名称、代表者氏名）

年 月 日付けで申し込みのありました豊川市担い手育成総合支援事業費補助金要望調査について、下記のとおり通知します。

年 月 日

事務局長 氏 名

記

採択の可否

採択（又は不採択）

採択の条件※

- 1 豊川市担い手育成総合支援事業費補助金交付要綱及び豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）を順守すること。
- 2 採択日から原則1月以内に、豊川市担い手育成総合支援事業費補助金交付要綱第5条に基づき、交付の申請を行うこと。
- 3 交付の申請までに、豊川市担い手育成総合支援事業費補助金要望調査実施要領第3条に基づく申込み内容を変更しようとするときは、速やかに事務局長に報告してその指示を受けること。

※不採択の場合は削除する。